

令和5年11月22日
生活環境部産業廃棄物課

産業廃棄物収集運搬業者の許可取消について

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業許可の取消処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分者

(1) 氏名 砂押プラリ株式会社（法人番号370201002337）

代表取締役 砂押 明弘

(2) 住所 宮城県加美郡加美町上多田川字岩滝137-1

2 処分の内容

(1) 産業廃棄物収集運搬業許可（法第14条第1項）の取消し

(2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業（法第14条の4第1項）の取消し

3 処分の理由等

令和5年10月23日付けで、当該法人は宮城県から（特別管理）産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可取消し処分を受けた。

このことにより、同社は法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ホ（許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者））の欠格要件に該当し、法に規定する許可取消事由に該当するに至ったため。

4 処分年月日

令和5年11月22日